

監査論

【科目別講評】

出題内容のバランス、文章量や出題形式については前回試験から大きな変化はないが、意図して条文や規定の文言そのままの記述とすることが避けられているよううかがわれ、この意味では受験者の理解度が試される度合いが増しているものと考えられる。また、一部かなり細かい論点の出題も見られたものの、前回試験と比べると、典型論点を含む比較的正答しやすい出題の割合は増している。合格を目指す上では、少なくとも14問は正答しておきたい。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5点	A	財務諸表監査
問題 2	5点	A	監査人と経営者又は監査役等との関係
問題 3	5点	B	公認会計士法
問題 4	5点	B	監査法人
問題 5	5点	B	金融商品取引法監査制度
問題 6	5点	A	会社法監査制度
問題 7	5点	B	監査役等
問題 8	5点	A	四半期レビュー
問題 9	5点	A	内部統制監査
問題10	5点	C	監査の品質管理
問題11	5点	A	監査基準の改訂
問題12	5点	A	監査人の独立性
問題13	5点	A	監査人の正当な注意及び職業的懐疑心
問題14	5点	B	リスク評価及び評価したリスクへの対応
問題15	5点	B	監査証拠
問題16	5点	A	監査意見の形成
問題17	5点	A	監査報告書の記載事項
問題18	5点	C	監査報告
問題19	5点	B	比較情報の監査
問題20	5点	A	「監査における不正リスク対応基準」

問題 1

正解

5

難易度

A

【出題内容】

財務諸表監査

【解説】

ア. 誤 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 A 1 項参照

監査意見は、あくまで財務諸表の情報としての信頼性について保証を与えるものであり、企業活動の有効性や効率性について保証を与えるものではない。

イ. 正 同報告書10項参照

ウ. 誤

監査人が被監査企業から監査上の報酬を得ることは禁止されていない。

エ. 正 監査基準の平成14年改訂前文三 9 (1)③参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 2

正解

2

難易度

A

【出題内容】

監査人と経営者又は監査役等との関係

【解説】

ア. 正 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 4 項参照

イ. 誤

監査役等との連携とは、例えば、監査人が監査の過程で識別した事項を監査役等に報告することや監査役等から監査に関連する情報を入手することを意味するものであり、監査人と監査役等とが、監査の業務を分担して実施することを意味するものではない。

ウ. 正 同報告書12項(2)②参照

エ. 誤 同報告書12項(2)③ア参照

経営者は、自社に関する重要な機密情報も含め、財務諸表の作成に関連すると認識している全ての情報を監査人に提供しなければならない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 3

正解

6

難易度

B

【出題内容】

公認会計士法

【解 説】

ア. 誤

公認会計士の使命及び職責は、平成15年の公認会計士法の改正時に定められたものであり、
制定当初より定められていたわけではない。

イ. 誤 同法34条の10の2第4項参照

特定社員は、監査法人の意思決定に参与することができる。

ウ. 正

エ. 正

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 4

正解

2

難易度

B

【出題内容】

監査法人

【解 説】

ア. 正 公認会計士法34条の10の6第8項参照

イ. 誤 同法34条の10の4第1項参照

無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定する
ことができるが、すべての証明について社員を指定しなければならないわけではない。

ウ. 正 同法34条の10の2第1項、2項参照

エ. 誤 同法34条の14参照

特定社員についても、他の社員と同様に、競業禁止の義務が課せられている。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 5

正解

1

難易度

B

【出題内容】

金融商品取引法監査制度

【解説】

ア. 正 同法 193 条の 2 第 1 項 3 号参照

イ. 正

ウ. 誤 内部統制府令 8 条参照

内部統制監査の概要については、監査概要書の中で記載するものとされており、内部統制監査についての監査概要書を作成し提出することは義務付けられていない。

エ. 誤

訂正内部統制報告書に対する監査証明は必要とされない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は 1 となる。

問題 6

正解

6

難易度

A

【出題内容】

会社法監査制度

【解説】

ア. 誤 同法 435 条 2 項, 436 条 2 項参照

計算書類に事業報告は含まれず、会計監査人の監査対象とならない。

イ. 誤 同法 2 条16号ハ参照

監査役は、子会社の社外監査役になることはできない。

ウ. 正 同法 438 条 2 項, 439 条, 会社計算規則 135 条 2 号参照

エ. 正 同規則 130 条 5 項 2 号参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は 6 となる。

問題 7

正解

3

難易度

B

【出題内容】

監査役等

【解説】

ア. 正 会社計算規則127条～129条参照

イ. 誤 同規則 128 条の 2 第 1 項, 129 条第 1 項参照

監査委員会と監査等委員会の監査報告においても、委員会と各委員の意見が異なる場合には、その内容を付記することはできる。

ウ. 誤 同法 331 条 6 項, 同法 335 条 3 項, 同法 400 条 3 項参照

監査役会を構成する社外監査役は、その半数以上であることが求められるため、監査役会が 4 人で構成されている場合、社外監査役は 2 人以上必要である。また、監査委員会と監査等委員会を構成する社外取締役は、その過半数であることが求められるため、監査委員会と監査等委員会が 4 人で構成されている場合には、社外取締役は 3 人以上必要である。

エ. 正 同法施行規則 124 条 1 項 4 号参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題 8

正解

5

難易度

A

【出題内容】

四半期レビュー

【解説】

ア. 誤

監査人は、四半期レビュー手続を実施した結果、四半期財務諸表の状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合に、追加的な手続の実施が求められるが、追加的な手続を四半期レビューの当初の計画に織り込むことは求められていない。

イ. 正

ウ. 誤

四半期レビューにおける他の監査人の利用の程度及び方法が年度の財務諸表監査と同一であることは求められていない。

エ. 正 四半期レビュー基準・報告基準 8 参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は 5 となる。

問題 9

正解

4

難易度

A

【出題内容】

内部統制監査

【解説】

ア. 誤 内部統制の基準Ⅲ 1 参照

内部統制監査の目的は、経営者が構築した内部統制が有効に運用されているかどうかではなく、経営者が作成した内部統制報告書の表示が適正であるかどうかについて意見を表明することにある。

イ. 正 内部統制の基準の平成23年改訂前文二(1)参照

ウ. 正 同前文二(2)①ハ参照

エ. 誤 内部統制の基準Ⅲ 3 (5)参照

経営者に是正を求めるとともに、その内容及び是正結果を報告することが求められるのは、開示すべき重要な不備に限られ、それ以外の内部統制の不備についてこれらの対応を行うことは求められない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題10

正解

1

難易度

C

【出題内容】

監査の品質管理

【解説】

ア. 正 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」F32-2項参照

イ. 正 同報告書34項参照

監査事務所は、「原則として、」全ての監査業務について審査に関する方針及び手続を定めなければならないとされ、あらゆる監査業務について例外なく審査を実施することが求められるわけではないという意味では、本記述は誤っているものと解することもできる。しかしながら、あくまで原則論を示した正しいものと解することもでき、また、本記述と比べて、他の誤っている記述については、正しいものと解する余地を見出し難いことから、本記述は正しいものであることを意図して出題されているものと判断した。

ウ. 誤 同報告書F38-2, FA42-2項参照

不正による重要な虚偽表示の疑義については、追加で審査担当者を選任することもあれば、適格者で構成される会議体により審査を実施することもあるが、これらを審査担当者の選任に関する方針及び手続に含めることは義務として要求されていない。

エ. 誤 同報告書11項(1)参照

監査業務の定期的な検証は、監査意見を表明する前に実施されるものではなく、完了した監査業務に対して実施されるものである。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題11

正解

4

難易度

A

【出題内容】

監査基準の改訂

【解説】

ア. 誤 監査基準の平成26年改訂前文二1参照

準拠性に関する意見表明の形式は、一般目的の財務諸表に適用されることもある。

イ. 正 監査基準の平成30年改訂前文二2(1)参照

ウ. 正 同前文二2(2)参照

エ. 誤 監査基準の令和元年改訂前文二2参照

守秘義務の対象は、業務上知り得た企業に関する未公表の情報のうち、秘密に限られ、その全てではない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題12

正解

3

難易度

A

【出題内容】

監査人の独立性

【解説】

ア. 正

イ. 誤

監査人が有すべき精神的独立性の具体的な判断規準に関しては、法令上規定されていない。

ウ. 誤 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」10項(3)参照

監査責任者は、適切であると考えられる場合には、監査契約を解除することとなり、監査契約の解除は禁じられない。

エ. 正 同報告書10項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 13

正解

5

難易度

A

【出題内容】

監査人の正当な注意及び職業的懐疑心

【解説】

ア. 誤

監査人として払うべき正当な注意は、審査担当者にも求められる。

イ. 正

ウ. 誤 監査における不正リスク対応基準の設定前文二4(2)参照

職業的懐疑心は、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を基礎とするものであり、経営者に対して不誠実であるとの前提を置くことではない。

エ. 正 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」A20項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 14

正解

2

難易度

B

【出題内容】

リスク評価及び評価したリスクへの対応

【解説】

ア. 正 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」12項、A69項参照

イ. 誤 同報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」A25項参照

内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を入手する場合、通常、質問だけでは監査手続として十分でない。

ウ. 正 同報告書13項参照

エ. 誤 同報告書18項参照

監査人は、確認手続を実証手続として実施すべきかどうかを考慮しなければならないが、売掛金残高が重要である場合、実証手続として確認手続を実施することは義務とはされない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 15

正解

2

難易度

B

【出題内容】

監査証拠

【解説】

ア. 正 監査基準委員会報告書 530 「監査サンプリング」 10項参照

イ. 誤 同報告書 501 「特定項目の監査証拠」 9項参照

設問の場合、経営者によって作成され監査人によって発送される質問書によって、企業の顧問弁護士と直接コミュニケーションしなければならないとされるが、面談することは要求されていない。

ウ. 正 同報告書 505 「確認」 8項参照

エ. 誤 同報告書 580 「経営者確認書」 3項参照

経営者確認書は、企業の財務諸表監査に関連して監査人が求める必要な情報であり、監査証拠である。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 16

正解

2

難易度

A

【出題内容】

監査意見の形成

【解説】

ア. 正 監査基準委員会報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 11項参照

イ. 誤 同報告書 A16項参照

設問の場合において、具体的に要求されている以上の注記が行われたときには、財務諸表の適正表示が達成されることもある。

ウ. 正 同報告書 A15項参照

エ. 誤 報告基準六 4, 同報告書 570 「継続企業」 20項参照

監査人は、継続企業を前提として財務諸表が作成されているが、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないと判断した場合、不適正意見を表明しなければならない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題17

正解

5

難易度

A

【出題内容】

監査報告書の記載事項

【解説】

ア. 誤 監査基準委員会報告書 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 A 7 項参照

監査人は否定的意見を表明する場合であっても、否定的意見を表明する原因となる事項以外の監査上の主要な検討事項を監査報告書に記載することが求められる。

イ. 正 同報告書 570 「継続企業」 21 項参照

ウ. 誤 同報告書 701 A 18 項参照

財務諸表に表示又は開示されていない事項であっても、監査上の主要な検討事項となることがある。

エ. 正 同報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 24 項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は 5 となる。

問題18

正解

6

難易度

C

【出題内容】

監査報告

【解説】

ア. 誤 監査基準委員会報告書 800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」 13 項参照

特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

イ. 誤 同報告書 805 「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 12 項参照

監査人は、一つの監査報告書において完全な一組の財務諸表と個別の財務表又は財務諸表項目等に対する意見を表明することがある。

ウ. 正 同報告書 16 項参照

エ. 正 同報告書 15 項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は 6 となる。

問題19

正解

4

難易度

B

【出題内容】

比較情報の監査

【解説】

ア. 誤 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報」13項参照

前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない。

イ. 正 同報告書A4項参照

ウ. 正 同報告書12項参照

エ. 誤 同報告書17項、A7項参照

前任監査人が以前に無限定適正意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、通常、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び監査役等に報告するとともに、前任監査人を含め三者間で協議するよう求めることとされる。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題20

正解

4

難易度

A

【出題内容】

「監査における不正リスク対応基準」

【解説】

ア. 誤 同基準設定前文二3(3)参照

四半期レビューにおいては、不正リスク対応基準に規定されている不正による重要な虚偽の表示の疑義に相当するものがあると判断した場合などには、監査人は、四半期レビュー基準に従って、追加的手続を実施することとなるが、不正リスク対応基準に従うことは求められない。

イ. 正 同基準第二18参照

ウ. 正 同基準第二11参照

エ. 誤 同基準第二12参照

監査人が不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして、想定される不正の態様に直接対応した監査手続を実施することが求められるのは、以下の場合であり、①に限定されない。

- ① 不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合
- ② 識別した不正リスクに対応して当初計画した監査手続を実施した結果必要と判断し追加的な監査手続を実施してもなお、不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。